

議案第 4 5 号

令和 2 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和 2 年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 476,070 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		29,976 ^{千円}
	1 繰越金	29,976
2 諸収入		390,094
	1 雑入	390,094
3 市債		56,000
	1 市債	56,000
歳入合計		476,070

歳 出

款	項	金 額
1 ゴルフ場事業費		131,723 ^{千円}
	1 ゴルフ場事業費	131,723
2 公債費		33,494
	1 公債費	33,494
3 諸支出金		299,105
	1 繰出金	299,105
4 予備費		11,748
	1 予備費	11,748
歳出合計		476,070

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 整 備 事 業	千円 56,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、 当該見直し後の 年度における利率とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。